

京都市役所庁舎内（分庁舎、本庁舎）自動販売機設置仕様書

京都市行財政局総務部庁舎管理課が行う京都市役所庁舎内における自動販売機設置事業者（以下、「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的とします。

2 設置条件等

（1）所在地

【設置番号①、②】

京都市中京区寺町通二条下る榎木町 450 番地 1 京都市役所分庁舎 1 階

【設置番号③、④】

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所本庁舎 1 階

（2）設置場所（別紙参照）、台数、寸法上限、最低使用料等

| 設置番号 | 場所及び寸法上限 | 台数 | 最低使用料（税込） |
|------|--|-----|-------------|
| ① | 分庁舎 1 階 自動販売機コーナー W1360 mm × D800 mm (西側) | 1 台 | 1,879,700 円 |
| ② | 分庁舎 1 階 自動販売機コーナー W1360 mm × D800 mm (東側) | 1 台 | 1,879,700 円 |
| ③ | 本庁舎 1 階南側市民スペース W1200 × D800 × H1900 (北側) | 1 台 | 831,200 円 |
| ④ | 本庁舎 1 階南側市民スペース W1200 × D800 × H1900 (南側) | 1 台 | 831,200 円 |

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含む。

（3）営業事業者

設置番号①～④の全てに応募又は一部のみ応募のいずれも可能です。

※営業事業者の決定方法は「7 営業事業者の決定」を参照してください。

（4）空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。特に夏季は注意し、回収箱周辺に空容器が散乱しないよう努めてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に、行財政局総務部庁舎管理課（以下、「庁舎管理課」という。）と協議のうえ設置してください。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

(6) 設置機種等

ア インドア型【缶、びん、ペットボトル式】の飲料用自動販売機

デザインは、営業事業者を決定した後、機器の設置前に庁舎管理課に提示したうえで、承諾を得てください。（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。

イ 災害救援ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきますので、営業事業者決定後、本市と「災害対策に関する覚書」を別途締結していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

ウ ユニバーサルデザイン

誰にでも使いやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

エ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

オ マルチマネー対応自動販売機

現金だけではなく、複数の電子マネー（交通系ICカード等）が利用できる自動販売機としてください。

カ 電気子メーカー

営業事業者は、設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(7) 耐震対策等

自動販売機の設置に当たっては、できる限り庁舎の軸体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

営業事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。また、京都市役所では対応できない旨の明示を必ず行ってください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に庁舎管理課と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め庁舎管理課に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

- （1）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方
ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
イ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- （2）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方
ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
エ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
オ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと
(ア) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき
(イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき

- (ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて※、下記の書類の御提出をお願いすることになります。

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。なお、設置工事日程等については、庁舎管理課と協議のうえ実施していただきます。

令和8年4月1日以降については、本市と協議のうえ、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に使用許可を更新します。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、**年額の使用料**を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用期間開始後30日以内）までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料に

については、以下のとおりとし、納入方法は上記イによることとします。

- ・使用許可が 1 年の場合

初年度の使用料と同額

- ・使用許可が 1 年に満たない場合

初年度の使用料 × (使用許可期間の初日の属する月から末日の属する月までの月数) / 12箇月

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電力料金

自動販売機の運転に必要な電力料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

電力料金は、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとに本市が指定する期日までに納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

(5) その他

ア 市役所庁舎内の自動販売機は、今回募集する 4 台以外に、本庁舎 1 階南側市民スペース及び分庁舎 1 階自動販売機コーナーに給水機が各 1 台、分庁舎 1 階エントランスに備蓄用水道水専用自動販売機 1 台が設置されています。また、自動販売機及びこれに関連するものの設置状況については、今後変動する場合がありますので、予め御了承ください。

イ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 受付期間

令和 7 年 2 月 5 日 (水) ~ 令和 7 年 2 月 19 日 (水) ※17 時 30 分必着

(イ) 送付先

〒 604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市行財政局総務部庁舎管理課 細川 宛

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和7年2月5日（水）～令和7年2月19日（水）

【8時45分～12時00分、13時00分～17時30分】

※ 受付は平日のみです。

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（本庁舎1階）

京都市行財政局総務部庁舎管理課

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

※分庁舎の自動販売機（設置番号①、②）と本庁舎の自動販売機（設置番号③、④）
で応募申込書が異なりますので、御留意ください。

(3) その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、行財政局総務部庁舎管理課のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000335833.html>

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ持参してください。

(1) 質問書受付期間（持参のみ）

令和7年2月5日（水）～令和7年2月12日（水）

【8時45分～12時00分、13時00分～17時30分】

※ 受付は平日のみです。

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（本庁舎1階） 京都市行財政局総務部庁舎管理課 まで

(3) 質問に対する回答

令和7年2月17日（月）までに行財政局総務部庁舎管理課ホームページに掲載して回答します。

ホームページアドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000335833.html>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

- イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ウ 様式は、行財政局総務部庁舎管理課のホームページからダウンロードできます。
- ホームページアドレス <https://www.citykyotog.jp/gyoza/page/0000335833.html>

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

- 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、上位2位までの価格の者を選定します。
- 設置場所については、仕様書の「2 設置条件等」の設置番号①に分庁舎の上位価格1位の応募者を、設置番号②に分庁舎の上位価格2位の応募者を、設置番号③に本庁舎の上位価格1位の応募者を、設置番号④に本庁舎の上位価格2位の応募者を営業事業者に決定します。（（応募は「2 設置条件等」の同庁舎内の設置番号を区別して行わず、希望台数を1台又は2台として応募価格を提示してください。）※設置場所の指定はできません。
- 「2 設置条件等」の同じ庁舎内の設置番号のそれぞれについて、最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和7年2月26日（水）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。

また、行財政局総務部庁舎管理課ホームページにおいて、決定された営業事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

ホームページアドレス <https://www.citykyotog.jp/gyoza/page/0000335838.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- エ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの
- カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- キ その他この要項の条件等に違反したもの

8 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を御提出いただきます。

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。
- (3) 設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
 - ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。
 - イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがあります。

参考資料

○ 分庁舎設置機器（設置番号①、②）の販売実績

令和5年4月1日～令和6年3月31日

| 自動販売機 | 販売実績 | 職員数 |
|-------------------------|---------|--------------------|
| 分庁舎1階 (自動販売機コーナー 西側) | 22,622本 | 約1,640人 (分庁舎全体) |
| 分庁舎1階 (自動販売機コーナー 東側) | 10,609本 | [R6年4月時点] |

※ 販売実績は、缶、びん等（ペットボトルは販売なし）の販売本数合計です。
容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

○ 本庁舎設置機器（設置番号③、④）の販売実績

令和5年4月1日～令和6年3月31日

| 自動販売機 | 販売実績 | 職員数 |
|-------------------------|--------|------------------|
| 本庁舎1階 (自動販売機コーナー 北側) | 9,373本 | 約790人 (本庁舎全体) |
| 本庁舎1階 (自動販売機コーナー 南側) | 4,698本 | [R6年4月時点] |

※ 販売実績は、缶、びん等（ペットボトルは販売なし）の販売本数合計です。
容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

○ 設置する庁舎の想定職員数

(令和7年4月1日時点予想)

| 施設 | 職員数 |
|--------|------------|
| 市役所分庁舎 | 約 1, 640 人 |
| 市役所本庁舎 | 約 790 人 |

<参考> 令和7年3月に供用開始する新北庁舎に約1,000人が就業する予定であり、本・西・北・分庁舎併せて、職員数は約3,500人となる見込み
(令和7年度中に随時移転予定)

【問合せ先】

京都市行財政局 総務部 庁舎管理課 (担当:細川、坂本)

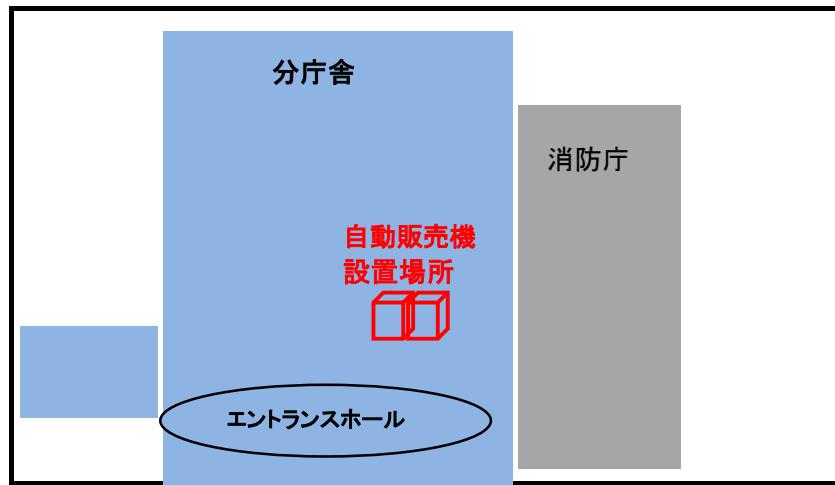
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

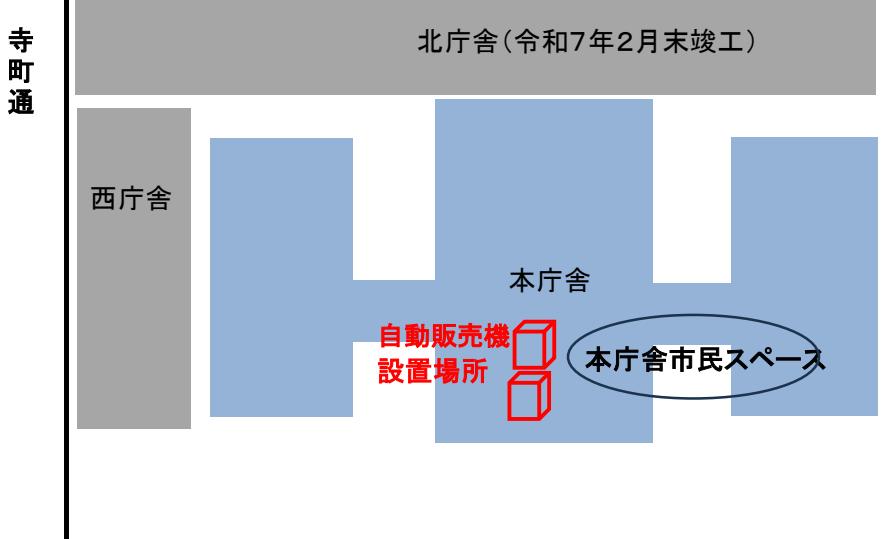
京都市役所内(本庁舎1階)

電話 (075) 222-3046 (直通)

自動販売機設置場所



河原町通



寺町通

河原町通